

道路運送車両法関係手数料規則及び道路運送車両の保安基準の 細目を定める告示等の一部改正について

1. 背景

我が国では、大気環境改善のため、自動車の排出ガス規制を導入しているところであり、大気汚染状況、技術開発状況、海外の動向等を踏まえつつ、順次規制を強化しています。

中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第13次答申）」において、二輪車に対して UN-ECE/WP29 における具体的な検出項目等の議論を踏まえ、排出ガス発散防止装置に係る OBD II を導入することが提言されています。

今般、UN-ECE/WP29 における議論の進捗を踏まえ、二輪車（総排気量が 50cc 以下、かつ、最高速度が 50km/h 以下の原動機付自転車を除く。）に対し OBD II を導入するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等について所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正

二輪車の OBD II についての保安基準適合性審査に係る試験を受けるに際して、独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して 27 万円と定めます。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① OBD II は、電気系統の断線等を検知したときに運転者に警報するという従来の要件に加え、故障情報（故障状態を示すコード、故障時の車両使用状況データ（故障を検知したときのエンジン回転数、水温、油温等のデータ）等）を保存すること、故障情報は読み出せるものであることについて規定します。
- ② OBD II の監視要件は、排出ガス発散防止装置が故障又は劣化したときに WMTC モードにより測定した排出ガス値が異常レベル（OBD 閾値）を超える可能性があるものについて監視・検知できることを規定します。これには、失火や触媒劣化の監視・検知を含みます。
- ③ OBD II の試験要件は、故障を再現した部品を車両に装着し、①及び②の要件の適合性を確認することについて規定します。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① (2) について、新型車は令和2年12月から、継続生産車は令和4年11月から適用対象とし、第一種原動機付自転車については、OBDⅡの技術開発状況を考慮し、適用を猶予します。
- ② (2) の OBDⅡ の監視要件のうち、触媒劣化については、新型車は令和6年12月（第二種原動機付自転車は令和7年12月）から、継続生産車は令和8年11月（第二種原動機付自転車は令和9年11月）から適用とします。

4. スケジュール

公 布：令和元年10月3日

施 行：公布の日